

第7章 保健医療部の貸付金

第1 沖縄県医師修学資金等貸付金

第2 沖縄県看護師等修学資金貸付金

第1 沖縄県医師修学資金等貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県医師修学資金等貸付金					
担当部署名（部及び課）	保健医療部保健医療総務課					
貸付開始年度	平成19年度					
根拠規定（法律、条例、要綱等）	沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例 沖縄県医師修学資金等貸与規則					
マニュアル、手引き等	無					
貸付金の目的	複数市町村に跨がる県内の医師不足地域において医療に従事する医師を確保するため					
貸付対象	医学生及び研修医					
財源（県、国、その他のいずれか）	国及び県					
貸付の方法 （県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が直接貸与を行う。					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	—					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1人					
広報の有無及び内容	入学者の募集要項に記載					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	琉球大学医学部地域枠学生であること等					
利息の有無	無					
利息の利率（年）	—					
遅延損害金規定の有無	有					
遅延損害金の利率（年）	14.5%					
保証人の要否	要					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	—					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	貸与を受けた期間の1/2に相当する期間内に償還					
償還猶予規定の有無	有					
償還免除規定の有無	有					
期限の利益喪失規定の有無	無					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	64,730,000	79,240,000	94,560,000	102,050,000	104,660,000	
申請件数（件）	43	55	68	75	84	
貸付実績	貸付金額（円）	47,040,000	60,180,000	74,520,000	80,250,000	91,210,000
	貸付件数（件）	43	55	68	75	84
回収すべき金額（当年度分）A	0	2,740,000	10,230,000	3,510,000	0	
回収済み金額（当年度分）B	0	2,740,000	10,230,000	3,510,000	0	
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B+D）／（A+C）	—	100	100	100	—	
総貸付残高（円）	184,140,000	241,580,000	304,800,000	381,540,000	464,270,000	
総貸付件数（件）	165	218	276	348	426	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	7,200,000	0	1,070,000	0	8,480,000	
免除件数（件）	4	0	1	0	6	

(2) 本貸付金の概要

沖縄県医師修学資金等貸付金（以下「本貸付金」という。）は、いわゆる貸与型奨学金である。離島や沖縄本島北部地域等、医師確保対策が必要な地域の医師不足を解消するため、同地域での勤務を希望している医学部生に対して奨学金として貸付を行っている。

貸与型の奨学金である以上、本来は貸付を受けた奨学金は県に償還されるべきであるが、本貸付金は無事に被貸与者が医師免許を取得し、かつ指定医療機関で一定期間勤務した場合に、貸付金の償還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の

貸付金と異なり、本貸付金は、償還ではなく免除により貸付金が消滅することが制度上予定されている。

なお、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない。これは、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度分以降についても貸与が継続され、過年度分の貸与金については原則として在学中や研修期間中は償還が猶予されるため、1人の学生が医学部を卒業するまでの数年度分の貸付を受けることになるためである。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は平成19年4月1日に施行された「沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例」（以下「本条例」という。）及び同年6月15日に施行された「沖縄県医師修学資金等貸与規則」（以下「本規則」という。）である。なお、免除についてのみ条例で定めてその余を規則で定めている理由については、免除については議会で条例を定めておく必要があるため、この点のみが条例化されたものである。

(4) 目的

本条例第1条及び本規則第1条によれば、本貸付金の目的は、県内の医師が不足する地域の医療機関における医師の確保及び質の向上という点にある。

複数市町村に跨る県内の医師不足地域において医療に従事する医師を確保することは、県が主体的に実施すべき事業であることから、本貸付金が制度化されている。

(5) 貸付対象

本貸付金の対象は医学生及び研修医である（本規則第3条）。医学生については、沖縄県内には琉球大学にしか医学部がないことから、事実上琉球大学医学部の学生のみが対象となっている。

(6) 財源

本貸付金については、厚生労働省の地域医療介護総合確保基金の活用により、国が3分の2、沖縄県が3分の1を拠出している。

(7) 貸付の方法

県が被貸与者に対して直接貸与を行っている。

(8) 貸付業務の流れ

貸与希望学生からの申請を受けて、財務規則に則って審査をした上、貸付を実施する。本貸付金は平成19年度から開始された制度であるところ、県内には琉球大学にしか医学部がないこともあり、平成21年度からは同大学が申請書等の取りまとめ業務を行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

県の担当者は1名のみである。もともと、前述のとおり、申請書の取りまとめ業務は琉球大学が行っているほか、琉球大学医学部附属病院に地域医療センターを設置し、同センターの所属医師とも連携を取り合う（学生の面談をしてもらう等）等して役割分担している。

(12) 広報の有無及び内容

医学部入学希望者の募集要項に記載がなされている。記載の内容については、琉球大学と事前に相談して決定している。

なお、これに加えて、琉球大学が、県内の一部の高校をまわって説明会を行うという活動を独自に行っている。離島や本島北部等は特に医師確保対策が必要な地域であることから、重点的に説明会を行っている。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件（本規則第3条等）

県出身の医学部生や県内大学の医学部生等であって、将来指定医療機関の医師として勤務する意思を有していることが条件とされている。

(2) 利息の有無及び内容 無（本規則第4条第2項）

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金の遅延損害金は年14.5パーセントである（本規則第14条第4項）。

(4) 保証人の要否

本貸付金については、連帯保証人2名が必要である（本規則第7条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

償還期間は原則として貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に償還することとされている（本規則第12条）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

被貸与者が引き続き大学に在学しているときや、やむを得ない理由がある場合には、償還を猶予することができる（本規則第13条）。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

指定医療機関で一定期間勤務すれば、償還の免除が認められている（本条例第2条）。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）		64,730,000	79,240,000	94,560,000	102,050,000	104,660,000
申請件数（件）		43	55	68	75	84
貸付実績	貸付金額（円）	47,040,000	60,180,000	74,520,000	80,250,000	91,210,000
	貸付件数（件）	43	55	68	75	84
回収すべき金額（当年度分）A		0	2,740,000	10,230,000	3,510,000	0
回収済み金額（当年度分）B		0	2,740,000	10,230,000	3,510,000	0
回収すべき金額（過年度分）C		0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D		0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）		-	100	100	100	-
総貸付残高（円）		184,140,000	241,580,000	304,800,000	381,540,000	464,270,000
総貸付件数（件）		165	218	276	348	426
不納欠損額（円）		0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）		0	0	0	0	0
債権放棄（円）		0	0	0	0	0
債権放棄（件）		0	0	0	0	0
免除額（円）		7,200,000	0	1,070,000	0	8,480,000
免除件数（件）		4	0	1	0	6

(2) 予算額

本貸付金は平成19年に創設された制度である。本貸付金の予算額は年々増加しており、平成24年度には6473万円であったが、平成28年度には1億466万円が計上されている。

(3) 貸付実績

貸付件数、貸付金額ともに年々増加しており、平成24年度は貸付件数43件、貸付金額4704万円であったが、平成28年度には貸付件数84件、貸付金額9121万円となっており、ほぼ倍増している。

(4) 免除額及び件数

平成24年度に4件、平成26年度に1件、平成28年度に6件、免除がなされている。

免除件数が数件に止まる理由は、本貸付金の返還の当然免除が認められるためには、医学部を卒業（6年）した後、臨床研修（2年）、専門研修（3～5年）を経て、指定医療機関において相当期間勤務をすることが必要であることから、多くの貸付金についていまだ免除の要件を充足していないためである。

本貸付金の目的からすれば、そもそも免除で処理されることが想定されているのであり、今後は免除件数が増加していくことが予想される。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

本貸付金については、当年度分については償還事由が生じた被貸与者がいなかったため、回収すべき貸付金は無かった。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

平成25年度、平成26年度、平成27年度に償還事由が生じてしまった被貸与者がいたが、回収率は100%であり、全て一括ですみやかに償還されている。

(7) 総貸付残高及び件数

平成28年3月31日時点の貸付残高は4億6427万円、件数は426件であり、金額、件

数ともに毎年増加している。

(8) 不納欠損額及び件数 無

(9) 債権放棄額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 保証契約の書面性

保証契約は、書面でなければその効力を生じないとされる（民法第 446 条第 2 項）。

この点に関して、本貸付金には連帯保証人 2 名が必要であるところ（本規則第 7 条）、本貸付金を申し込む際の書式である貸与申請書には「申請者と連帯してその返還の債務を履行します」との文言があるが、貸与が決定した後に被貸与者・連帯保証人及び県との間で交わす貸与契約書には保証に関する文言がない。また、連帯保証人と県との間で別途保証契約書も交わされていない。そうとすると、本貸付金について、連帯保証契約の効力が生じているかについては、疑義が生じてしまう。

したがって、本貸付金の貸与契約書について、連帯保証に関する条項を追加する等、保証契約の書面性を充足するような書式にすみやかに修正すべきである。

指摘 1

本貸付金の貸与契約書を保証契約の書面性を充足する内容に修正すべきである。

イ 期限の利益喪失規定について

本貸付金には期限の利益喪失についての定めはなく、貸与契約書等の書式にも同条項についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が償還を怠るようになっても、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期の分割弁済が予定されている債権（本貸付金は、これまでに償還事由が生じた事案は全て一括で返済されているが、制度上は分割が予定されている）において期限の利益喪失規定が存在しないというのは、債権管理の観点からは不合理である。

したがって、すみやかに期限の利益喪失規定について整備すべきである。

指摘 2

本貸付金の根拠となる本規則等に期限の利益についての規定を明記し、貸与契約書にも同規定を明記すべきである。

(2) 意見 無

(3) コメント 無

以上

第2 沖縄県看護師等修学資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県看護師等修学資金貸付金					
担当部署名(部及び課)	保健医療部保健医療総務課					
貸付開始年度	昭和47年度					
根拠規定(法律、条例、要綱等)	沖縄県看護師等修学資金貸与条例 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則					
マニュアル、手引き等	沖縄県看護師等修学資金債権管理マニュアル(平成28年度作成) 沖縄県看護師等修学資金債権管理マニュアル(平成24年度作成)					
貸付金の目的	県内で養成した看護職者の県外流出を防ぐため、県内医療機関へ就業させる施策を実施している。併せて学生が経済的な理由で退学することがないように、修学資金を貸与し、県内看護職を安定的に育成していく。					
貸付対象	看護職員を養成する大学、学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者					
財源(県、国、その他のいずれか)	県の一般財源及び地域医療介護総合確保基金(平成24年度～平成27年度は地域医療再生基金)					
貸付の方法 (県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が直接個人口座に振込					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	平成25年度包括外部監査において、未収金が多額であることから、適切な債権管理を行うとともに徴収に努める必要がある等の意見が付された。					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1人					
広報の有無及び内容	県内養成校への通知、HP掲載					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	①看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者 ②卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設(免除対象施設)において一定期間、看護職員として業務に従事しようとする者 ③世帯所得(同一世帯の合計)の合計が500万円未満の者					
利息の有無	無					
利息の利率(年)	-					
遅延損害金規定の有無	無					
遅延損害金の利率(年)	-					
保証人の要否	要					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	養成施設修学生については貸与を受けた期間に相当する期間内に、修士課程修学生については10年以内の期間内に、月賦又は半年賦の均等払方式により返還					
償還猶予規定の有無	有					
償還免除規定の有無	有					
期限の利益喪失規定の有無	無					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	152,384,000	131,428,000	144,800,000	131,348,000	134,423,000	
申請件数(件)	498	534	495	471	357	
貸付実績	貸付金額(円) 貸付件数(件)	152,373,400 340	131,283,400 264	144,063,800 264	131,147,000 243	134,395,000 269
回収すべき金額(当年度分)A	9,888,000	6,175,000	3,717,083	8,307,250	7,103,166	
回収済み金額(当年度分)B	8,697,200	5,050,200	3,428,083	8,064,250	7,043,166	
回収すべき金額(過年度分)C	9,377,732	10,044,732	10,717,732	10,471,732	10,233,732	
回収済み金額(過年度分)D	523,800	451,800	535,000	481,000	290,000	
回収率((B+D)/(A+C))	47.86	33.92	27.46	45.50	42.30	
総貸付残高(円)	997,979,669	1,120,171,535	1,259,130,252	1,352,057,269	1,479,427,103	
総貸付件数(件)	3,013	3,279	3,543	3,700	3,967	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	2,932	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	1	
債権放棄(円)	0	0	0	0	54,000	
債権放棄(件)	0	0	0	0	1	
免除額(円)	6,160,800	2,700,534	0	29,386,733	0	
免除件数(件)	17	8	0	86	0	

(2) 本貸付金の概要

沖縄県看護師等修学資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、いわゆる貸与型奨学金である。県内の看護師等の確保が困難な施設において看護師等の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、県内の看護職員の確保及び質の向上

を図っている。

沖縄県医師修学資金等貸付金と同じく、貸与型の奨学金である以上、本来は貸付を受けた奨学金は県に償還されるべきであるが、本貸付金も被貸与者が免除対象施設で一定期間勤務した場合に、貸付金の償還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の貸付金と異なり、本貸付金は、償還ではなく免除により貸付金が消滅することが制度上予定されている。

なお、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない点についても、沖縄県医師修学資金等貸付金と同様である。すなわち、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度分以降についても貸与が継続され、過年度分の貸与金については原則として在学中は償還が猶予されるため、1人の学生が卒業するまでの数年度分の貸付を受けることになるためである。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和47年5月27日に施行された「沖縄県看護師等修学資金貸与条例」（以下「本条例」という。）及び同年10月12日に施行された「沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則」（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的

本条例第1条によれば、本貸付金の目的は、看護職員を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより県内の看護職員の確保及び質の向上を図るという点にある。県内で養成した看護職者の県外流出を防ぐ為、県内医療機関等へ就業させる施策を実施している。併せて、看護職を目指す学生が経済的な理由で退学することがないように、修学資金を貸与し、県内看護職を安定的に養成していくため、本貸付金が制度化されている。

(5) 貸付対象

本貸付金の対象は、看護職員を養成する大学・専門学校等に在学する者及び大学院の修士課程で看護に関する専門知識を習得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者である。

(6) 財源

本貸付金については、医療介護総合確保促進法第6条に基づく基金を一部に活用しており、国が3分の2、沖縄県が3分の1を拠出している。

(7) 貸付の方法

県から直接貸与決定者の個人口座に振り込む方法により貸与を行っている。

(8) 貸付業務の流れ

貸与希望者からの申請を受け、審査の上、貸付を実施する。毎年4月中に各養成校において希望者の申請書を取りまとめて、養成校単位で保健医療総務課に申請をする（本規則第2条）。審査の結果、修学資金を貸与することが適当であると認めるときは修学資金の貸与を決定し、各養成校の長を経由して当該申請者に貸与の決定を通知している（本規則第3条）。

貸与決定後、第一種奨学金については、3回（7月中旬、10月上旬、翌年1月上旬）に分けて振り込みを実施する。第二種修学資金については、決定の翌月に年額一括で振り込みを実施する（「平成29年度沖縄県看護師等修学資金の貸与について」（以下「本募集要項」という。）第2項）。

(9) 単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項

平成25年度の包括外部監査において、①回収不能債権について不納欠損処理を進める必要性、②未収金の発生を予防するため適宜滞納者への調査、③未収金の時効管理、④遅延損害金の扱いについての方針決定、⑤債権管理マニュアルの督促に関する規定の改定、⑥未収金回収に向けた適切な人員配置という点について意見が付されている。

これらの意見をふまえて、償還困難な貸付金の処理方針の具体的検討や債権管理マニュアルの改訂等、①②③⑤の点については業務改善に向けた努力が認められた。④及び⑥については「4 指摘・意見及びコメント」で述べる。

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容

県内養成校への通知及び県のホームページに掲載する方法で広報を実施している。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

貸付の条件は下記のとおりである（本募集要項第1項）。

- ①看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者
- ②卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設（免除対象施設）において一定期間、看護職員として業務に従事しようとする者
- ③世帯所得（同一世帯の合計）の合計が500万円未満の者
- ④県外での就業が条件となっている奨学金等を受給していない者

貸与を受けた学生及びその保証人は、前年の4月1日から3月31日までの期間におい

て貸与を受けた貸付金にかかる借用証書を知事に提出しなければならないとされている。また、貸与が取り消された場合については、直ちに貸与を受けた貸付金にかかる借用証書を知事に提出しなければならないとされている（本規則第6条）

(2) 利息の有無及び内容 無（本条例第5条）

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

(4) 保証人の要否

本貸付金については、連帯保証人2名が必要である（本条例第6条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

本貸付金の償還方法については、養成施設修学生については貸与を受けた期間に相当する期間内に、修士課程修学生については10年以内の期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により返還することとされている（本条例第8条）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

在学中の当然猶予の規定（本条例第9条）のほか、裁量による猶予についても認められている（本条例第9条の2）。

本条例第9条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第7条第1項の規定による貸与の取消し後も引き続き養成施設又は修士課程に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業後、更に他種の養成施設において修学しているとき。

(3) 修士課程修了後、更に看護に関する専門知識の修得のため博士課程（以下「博士課程」という。）において修学しているとき。

本条例第9条の2

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 次条第1項第1号又は第2号の看護業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

免除対象施設で一定期間勤務した場合の当然免除の規定（本条例第10条）のほか、裁量による免除についても定められている（本条例第11条）。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付の利用状況及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	152,384,000	131,428,000	144,800,000	131,348,000	134,423,000
申請件数（件）	498	534	495	471	357
貸付実績					
貸付金額（円）	152,373,400	131,283,400	144,063,800	131,147,000	134,395,000
貸付件数（件）	340	264	264	243	269
回収すべき金額（当年度分）A	9,888,000	6,175,000	3,717,083	8,307,250	7,103,166
回収済み金額（当年度分）B	8,697,200	5,050,200	3,428,083	8,064,250	7,043,166
回収すべき金額（過年度分）C	9,377,732	10,044,732	10,717,732	10,471,732	10,233,732
回収済み金額（過年度分）D	523,800	451,800	535,000	481,000	290,000
回収率（B+D）／（A+C）	47.86	33.92	27.46	45.50	42.30
総貸付残高（円）	997,979,669	1,120,171,535	1,259,130,252	1,352,057,269	1,479,427,103
総貸付件数（件）	3,013	3,279	3,543	3,700	3,967
不納欠損額（円）	0	0	0	0	2,932
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	1
債権放棄（円）	0	0	0	0	54,000
債権放棄（件）	0	0	0	0	1
免除額（円）	6,160,800	2,700,534	0	29,386,733	0
免除件数（件）	17	8	0	86	0

(2) 予算額

本貸付金の予算額は漸減しており、平成24年度には1億5238万4000円であったが、平成28年度には1億3442万3000円となっている。

(3) 貸付実績

貸付件数、貸付金額は、平成24年度は貸付件数340件、貸付金額1億5237万3400円であったが、平成28年度には貸付件数269件、貸付金額1億3439万5000円となっており、予算と同じく漸減傾向である。各年度の予算額と貸付金額を比較すると、毎年ほぼ予算全額を使い切って貸付を実施している点が特徴的である。

なお、各年度の申請人数及び貸付人数は以下のとおりである。貸与申請者のほとんどは収入要件を充足する者であるが、予算の都合で貸付を受けることができなかつた者が多数生じている。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
申請人数	498人	534人	495人	471人	357人
貸付人数	340人	264人	264人	243人	269人
貸与率	68.27%	49.43%	53.33%	51.5%	75.35%

(4) 免除額及び件数

平成24年度に17件（合計616万800円）、平成25年度に8件（合計270万534円）、平成27年度に86件（合計2938万6733円）免除がなされている。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

調査した平成24年度から平成28年度分については、当年度分の回収率は約82%から約99%である。特に平成26年度以降は毎年90%を超えており、高い回収率が認められ

る。

免除ではなく償還によって貸付金の処理がなされる場合の主な事由は、指定機関以外での就労（県外含む）や、出産や体調不良等の事情により離職・転職してしまうこと等である。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

過年度分の回収率については、約3%から約6%の回収率に止まっており、ほぼ回収ができていない状況である。当年度分の回収率との対比は以下のとおりであり、過年度分の貸付金の回収が本貸付金の課題となっている。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当年度	87.95%	81.78%	92.22%	97.07%	99.15%
過年度	5.58%	4.49%	4.99%	4.59%	2.83%

(7) 総貸付残高及び件数

平成28年3月31日時点の貸付残高は14億7942万7103円、件数は3967件である。

(8) 不納欠損額及び件数

平成28年度に1件不納決算処理をしており、不納欠損額は2932円である。

(9) 債権放棄額及び件数

平成28年度に1件債権放棄されており、放棄額は5万4000円である。

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 猶予の運用について

本規則によれば、償還猶予の手続については、被貸与者が修学資金返還猶予申請書を猶予の理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない（本規則第11条）とされている。

ところが、本貸付金の在学中の償還猶予に関して、猶予の申請書の提出は行われていなかった。たしかに、専門学校等の養成施設に在学中の猶予について定めた本条例第9条の規定からすれば、在学中は当然に償還が猶予されている。しかし、本規則第11条は、在学中の当然猶予の場合であっても、手続上は被貸与者からの猶予申請書の提出を要求しているのであるから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した違法な運用と言わざるを得ない。

したがって、償還猶予の運用を本規則をふまえた手続に改善するか、本規則の規定を本条例の規定に合わせるか等、早急に検討して何等かの是正をする必要がある。

指摘 1

償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。

イ 保証契約の書面性

保証契約は、書面でなければその効力を生じないとされる（民法第 446 条第 2 項）。

この点に関して、本貸付金には連帯保証人 2 名が必要であるところ（本条例第 6 条）、本貸付金を申し込む際の書式である貸与申請書には「上記の者が修学資金の貸与を受けたときは、修学資金について本人と連帯して債務を負担します」との文言があるが、貸与が実施された後の翌年 4 月に被貸与者・連帯保証人が連署して県に提出する借用証書には、保証に関する文言がない。また、連帯保証人と県との間で別途保証契約書も交わされていない。そうすると、本貸付金において連帯保証契約の効力が生じているかについては、疑義が生じてしまう。

したがって、本貸付金の借用証書について、連帯保証に関する条項を追加する等、保証契約の書面性を充足するような書式に速やかに修正すべきである。

指摘 2

本貸付金の借用証書を保証契約の書面性を充足する内容に修正すべきである。

(2) 意見

ア 遅延損害金の請求について

本貸付金の回収に関して、償還が期限から遅れた者については、遅れた日数にしたがって法定利息での遅延損害金が発生している（なお、前述のとおり本貸付金には遅延損害金に関する定めはない）。ところが、遅延損害金の請求については、平成 25 年度の包括外部監査においても意見が付されていたにもかかわらず、本貸付金の回収業務としては元金のみ回収にとどまる慣行が継続されており、被貸与者に遅延損害金が請求されていなかった。

この点については、修学奨励金としての性質上、遅延損害金まで請求する必要はないとの考えもたしかにあり得るところである。しかし、遅延損害金を請求しないという運用は、償還期限に遅れることなく償還した者と、償還期限に遅れて償還した者との間で、不公平が生じてしまう。償還をする被貸与者の心理としても、所定の期日のおりに貸付金を償還できなくても何らペナルティが無いということになれば、本貸付金の償還を後回しにしてしまうという危険がある。

したがって、償還が遅れた被貸与者に対しては遅延損害金を請求すべきであり、少

なくとも元金完済後に遅延損害金の調定はすべきである。

意見 1

遅延損害金が発生している債権について、少なくとも元金完済後に調定すべきである。

イ 期限の利益喪失規定について

本条例には期限の利益喪失についての定めはなく、借用証書等の書式にも期限の利益喪失規定についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が弁済を怠るようになって、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期の分割弁済が予定されている債権において期限の利益喪失規定が存在しないというのは、債権管理の観点からは不合理である。

したがって、すみやかに期限の利益喪失規定について整備すべきである。

意見 2

本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。

(3) コメント

ア 平成 25 年度包括外部監査後の対応状況について

本貸付金については、前述（1(10)参照）のとおり、平成 25 年度包括外部監査において①～⑥の意見が付されている。

しかし、④遅延損害金の扱いについては、前述（4(2)）の意見のとおり、本貸付金の回収業務としては元金みの回収にとどまる慣行が継続されており、いまだ改善が進んでいなかった。また、⑥未収金回収に向けた適切な人員配置という点についても、本貸付金の担当者は 1 人という状況であり、未収金回収に向けた人員配置がなされているとは言えない状況であった。

指摘や意見が付された事項について何ら改善がなされないのであれば、包括外部監査制度の意義が没却されてしまう。したがって、今回の監査における指摘・意見も含めて、指摘・意見が付された事項については速やかに改善に向けた努力がなされるべきである。

イ 不納欠損処理の手續について

本貸付金のヒアリングにおいて、時効期間が経過した調定未了の貸付金について、不納欠損での処理を進めることが、手續上困難になっている貸付金があることが判明した。

不納欠損処理が困難になってしまっている原因は、本貸付金の調定の運用として、調定をするためには被貸与者に返還明細書を提出させることになっている点にある。すなわち、財務規則上、不納欠損金として整理することができる債権は「調定した」歳入（財務規則第 52 条）と規定されているところ、被貸与者が行方不明となってしまうケ

ースでは返還明細書の作成は不可能である。また、被貸与者と連絡が取れるケースであっても、返還明細書には「下記の明細のとおり返還します」という文言が記載されているため、被貸与者に返還明細書を提出させることは、被貸与者に債務を承認させることになってしまう。そのため、担当者としては被貸与者との間で調定をすることができず、不納欠損処理をすることができないという状況を強いられる結果となっている。

もつとも、時効期間が満了しており、回収の見込みがない貸付金であるにもかかわらず、運用や書式の不都合のために不納欠損処理ができないという事態が続けば、財務状態の健全化の点から問題であるし、担当者に不要な債権管理事務を強いることになる。そこで、早急に不納欠損処理ができるよう、財政課とも協議の上で調定の運用について改善を検討すべきである。

以上

第8章 土木建築部の貸付金

第1 沖縄県住宅供給公社貸付金

第2 都市モノレール整備資金貸付金

都市モノレール建設事業資金貸付金

都市モノレール事業資金貸付金

第1 沖縄県住宅供給公社貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県住宅供給公社貸付金
担当部署名（部及び課）	土木建築部住宅課
貸付開始年度	昭和47年度
根拠規定（法律，条例，要綱等）	沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付に関する要綱
マニュアル，手引き等	無
貸付金の目的	賃貸住宅建設資金
貸付対象	沖縄県住宅供給公社
財源	県
貸付の方法	県が沖縄県住宅供給公社に直接貸し付ける。
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否
過去の内部監査等の指摘事項の有無	無
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名
広報の有無及び内容	無
債権管理業務に関する個別研修の有無	無

貸付の条件	債務弁済抵当権設定契約の締結。	
利息の有無	無	
利息の利率（年）	%	
遅延損害金規定の有無	有	
遅延損害金の利率（年）	10.95%	
保証人の要否	否	
物的担保の要否	要	
担保価値の把握方法	抵当権設定	
償還方法	50年据置、以後5年間年賦均等償還	
償還猶予規定の有無	無	
償還免除規定の有無	無	
期限の利益喪失規定の有無	有	

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	0	0	0	0
申請件数（件）	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	0	0	0
	貸付件数（件）	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	0	0	0	0	0
回収済み金額（当年度分）B	0	0	0	0	0
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B + D） / （A + C）	-	-	-	-	-
総貸付残高（円）	714,980,000	714,980,000	714,980,000	714,980,000	714,980,000
総貸付件数（件）	5	5	5	5	5
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 本貸付金の概要

賃貸共同住宅の建設に伴う資金の貸付金（以下「本貸付金」という。）は、沖縄県住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）において賃貸共同住宅を建設する目的のため、県が住宅供給公社に貸し付けた貸付金をいう。

本貸付金は、昭和 47 年度から昭和 51 年度にかけて契約が締結されたもので、以下の賃貸共同住宅の建設費等に充てられたものである。

年度	団地名	戸数	貸付額
昭和 47 年度	豊見城団地	504 戸	100,000,000 円
昭和 48 年度	豊見城団地	72 戸	32,926,000 円
〃	美里団地	152 戸	69,513,000 円
〃	嶺井団地	104 戸	47,561,000 円
昭和 49 年度	赤道団地	56 戸	85,320,000 円
〃	愛知団地	80 戸	179,660,000 円
〃			150,000,000 円 ¹
昭和 51 年度	豊見城団地	56 戸	50,000,000 円

合計 714,980,000 円

本貸付金には、50 年間の据置期間が設けられているため、早いものでも平成 36 年度以降の償還となる。そのため、昭和 51 年度の貸付以降、現在まで特段の業務が行われていないところに本貸付金の特殊性がある。

なお、住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅に関連する建設・分譲業務、賃貸・管理業務等により居住環境の良好な住宅・宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和 41 年に設立された公社である。

(3) 根拠規定

本貸付金には、貸付を行った年度に対応して要綱が存在する（昭和 47 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和 48 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和 49 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和 51 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱）。

各年度の要綱を受けて、県と住宅供給公社との間で金銭消費契約を締結し、貸付を行っている。

¹ 住宅供給公社が民間金融機関から借入れた金員の借換えのための貸付け

(4) 目的

本貸付は、住宅供給公社の賃貸共同住宅建設事業に要する費用の一部について県が公社に対して貸し付けることにより、住宅建設の助成促進を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

(5) 貸付対象

貸付対象は住宅供給公社である。

(6) 財源

本貸付金の財源は県の資金である。

(7) 貸付の方法

県が住宅供給公社に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付に際しては、県と住宅供給公社との間で金銭消費貸借契約書を締結した上で貸し付けを行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1名。本貸付金は、昭和51年度に行われた貸付を最後に、新たな貸付は行われていない。また、償還が開始するのが平成36年度以降であるため、現時点における業務は資料管理程度である。

(12) 広報の有無及び内容 無

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

住宅供給公社は、地方住宅供給公社法の規定に基づき、県の承認を受けた事業計画及び資金計画に従い策定した「賃貸共同住宅建設計画書」を県に提出し、県がこれを承認したのち、すみやかに県と公社との間で「賃貸共同住宅の建設に伴う資金の貸付けに関する契約書」を締結する（要綱第5、第6）。

(2) 利息の有無及び内容

無利子（要綱第9）

(3) 貸付けを受けるために必要な手続き

県は、住宅供給公社から住宅建設資金借入申請書を提出させ、内容審査のうえ、請書及び請求書を徴し、次により交付する（要綱第8）。

建築費に対する貸付金は、住宅建設に関する実施計画に基づく工事の進捗に応じ、次の表に定めるところにより分割交付する。

回数	交付時期	交付額
第1回	建築工事に着手したとき	貸付決定額に85パーセントを乗じて得た額以内
第2回	建築工事が竣工したとき	清算額から既交付済額を控除して得た額

(4) 遅延損害金規定の有無及び内容

借主が貸付金の償還を怠ったときは、年10.95%の延滞利子を貸主に支払わなければならない(契約書第10条)。

(5) 保証人の要否 否

(6) 物的担保の要否

本貸付金に係る建物及び土地について、住宅供給公社は債務額の担保として県のために償還完了に至るまで、抵当権を設定しなければならない(要綱第10)。

(7) 償還方法

据置期間は50年、償還期間は5年とされている。

要綱第9条	
償還期間	建物完成後50年間を据置期間とし以後5年間
償還方法	元金均等年賦

(8) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(9) 償還免除規定の有無及び内容 無

(10) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 有

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	0	0	0	0
申請件数（件）	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	0	0	0
	貸付件数（件）	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	0	0	0	0	0
回収済み金額（当年度分）B	0	0	0	0	0
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B + D） / （A + C）	-	-	-	-	-
総貸付残高（円）	714,980,000	714,980,000	714,980,000	714,980,000	714,980,000
総貸付件数（件）	5	5	5	5	5
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 予算額

昭和 51 年度以降新たな貸付は行われておらず、現在予算計上されていない。

(3) 貸付実績

昭和 47 年度から昭和 51 年度にかけて 5 件、7 億 1498 万円の貸付けが行われた。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

本件貸付金は、最も早く到来する償還期が平成 36 年度であるため、未だ回収すべき貸付金が存在しない。よって、当年度における回収の実績はない。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

前述のとおり、未回収金は存在しない。

(6) 総貸付残高および貸付件数

本貸付金は、昭和 47 年度から昭和 51 年度にかけて 5 件の貸付けが行われ、その貸付残高は 7 億 1498 万円である。

(7) 不能欠損額及び件数 無

(8) 債権放棄額及び件数 無

(9) 免除額及び件数 無

4 指摘及び意見

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

ア 住宅供給公社の財務状況

住宅供給公社の財務状況は、バブル経済崩壊後の景気低迷などの影響を受け、平成 12 年度には金融機関からの借入金約 130 億円存在し、平成 13 年度には約 7 億円の債務超過となるなど、良好とはいえない状況にあった。

もともと、その後の経営改善の結果、約 7 億円の債務超過は平成 17 年度に解消し、約 130 億円の金融機関からの借入金も平成 24 年度に完済している。平成 27 年度においては、利益剰余金も約 24 億円になるなど、財務状況は好転しており、平成 36 年度以降に到来する本貸付金の償還についても大きな懸念は存しないものとする。

なお、現在の住宅供給公社の中心的な業務は県営住宅の管理業務であるところ、同業務は指定管理者制度による受託事業であり、指定管理者として指定されなかった場合には本貸付金の償還についても障害になる可能性があるとする。

イ その他

本件貸付金は、昭和 51 年度に貸付が行われて以降、特段の業務が存在しない。そのため、本件貸付金の管理を担当する職員についても、特段の業務を行うことのないまま異動することが繰り返されており、本件貸付金について見識を深めにくい状況にある。

平成 36 年度からは回収業務が発生する予定であるため、回収業務を見据えた職員の配置、研鑽機会の確保が必要であるとする。

第2 都市モノレール整備資金貸付金
都市モノレール建設事業資金貸付金
都市モノレール事業資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	都市モノレール整備資金貸付金
担当部署名（部及び課）	土木建築部都市計画・モノレール課
貸付開始年度	平成10年度，平成18年度
根拠規定（法律，条例，要綱等）	沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例
マニュアル，手引き等	無
貸付金の目的	沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモノレール事業の促進寄与
貸付対象	沖縄都市モノレール株式会社
財源（県，国，その他のいずれか）	県
貸付の方法	県からの直接貸付
当該貸付が単年度貸付であるか否か	単年度貸付でない
過去の内部監査等の指摘事項の有無	無
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名
広報の有無及び内容	無
債権管理業務に関する個別研修の有無	無

貸付の条件	—	
利息の有無	無	—
利息の利率（年）	%	
遅延損害金規定の有無	有	
遅延損害金の利率	3.4%～8.25%	
保証人の有無	無	
物的担保の有無	無	
担保価値の把握方法	—	
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	10年据置元金均等半年賦償還（但し，平成39年度からの償還に延期）	
償還猶予規定の有無	無	
償還免除規定の有無	無	
期限の利益喪失規定の有無	無	

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	0	0	0	0
申請件数（件）	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	0	0	0
	貸付件数（件）	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	0	0	0	0	0
回収済み金額（当年度分）B	0	0	0	0	0
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B+D）／（A+C）	—	—	—	—	—
総貸付残高（円）	2,310,000,000	2,310,000,000	2,310,000,000	2,310,000,000	2,310,000,000
総貸付件数（件）	0	0	0	0	0
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

貸付金名	都市モノレール建設事業資金貸付金
担当部署名（部及び課）	土木建築部 都市計画・モノレール課
貸付開始年度	平成12年度，13年度，14年度，15年度
根拠規定（法律，条例，要綱等）	インフラ外建設事業の支援及びバス事業への影響に対する措置に関する協定書（平成3年12月19日）
マニュアル，手引き等	無
貸付金の目的	沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモノレール事業の促進寄与
貸付対象	沖縄都市モノレール株式会社
財源（県，国，その他のいずれか）	県
貸付の方法	県からの直接貸付
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否
過去の内部監査等の指摘事項の有無	無
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名
広報の有無及び内容	無
債権管理業務に関する個別研修の有無	無

貸付の条件	-	
利息の有無	有	-
利息の利率（年）	貸付原資の利率と同率	
遅延損害金規定の有無	有	
遅延損害金の利率	8.25%	
保証人の要否	否	
物的担保の要否	否	
担保価値の把握方法	-	
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	2年据え置き元金均等半年賦償還	
償還猶予規定の有無	無	
償還免除規定の有無	無	
期限の利益喪失規定の有無	無	

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	0	0	0	0
申請件数（件）	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	0	0	0
	貸付件数（件）	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000
回収済み金額（当年度分）B	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000	160,000,000
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B + D） / （A + C）	100	100	100	100	100
総貸付残高（円）	5,563,000,000	5,403,000,000	5,243,000,000	5,083,000,000	4,923,000,000
総貸付件数（件）	4	4	4	4	4
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

貸付金名	都市モノレール事業資金貸付金
担当部署名（部及び課）	土木建築部都市計画・モノレール課
貸付開始年度	平成20年度，21年度，21年度，22年度，22年度，23年度
根拠規定（法律，条例，要綱等）	沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例
マニュアル，手引き等	無
貸付金の目的	沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモノレール事業の促進寄与
貸付対象	沖縄都市モノレール株式会社
財源（県，国，その他のいずれか）	県
貸付の方法	県からの直接貸付
当該貸付が単年度貸付であるか否か	単年度貸付でない
過去の内部監査等の指摘事項の有無	無
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1名
広報の有無及び内容	無
債権管理業務に関する個別研修の有無	無

貸付の条件	—	
利息の有無	無	
利息の利率（年）	%	
遅延損害金規定の有無	有	
遅延損害金の利率	3.1%～3.7%	
保証人の要否	否	
物的担保の要否	否	
担保価値の把握方法	—	
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	10年据置元金均等半年賦償還（但し，平成39年度からの償還に延期）	
償還猶予規定の有無	無	
償還免除規定の有無	無	
期限の利益喪失規定の有無	無	

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	0	0	0	0	0
申請件数（件）	0	0	0	0	0
貸付実績	貸付金額（円）	0	0	0	0
	貸付件数（件）	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	0	0	0	0	0
回収済み金額（当年度分）B	0	0	0	0	0
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B＋D）／（A＋C）	—	—	—	—	—
総貸付残高（円）	1,399,934,500	1,399,934,500	1,399,934,500	1,399,934,500	1,399,934,500
総貸付件数（件）	0	0	0	0	0
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 本貸付金の概要

沖縄都市モノレール株式会社（以下「本会社」という。）は、県内において都市モノレール事業を経営している。県は、本会社に対し、本会社の経営を支援する等の目的から、平成10年度から平成23年度にかけて、以下の貸し付け（以下「本貸付金」という。）を行ってきた。

番号	年度	貸付額	H29. 3. 31 残額
1	平成10年度	1,000,000,000円	997,500,000円
2	平成12年度	500,000,000円	298,500,000円
3	平成13年度	1,750,000,000円	1,102,800,000円
4	平成14年度	3,500,000,000円	2,306,200,000円
5	平成15年度	1,759,000,000円	1,215,500,000円
6	平成18年度	1,312,500,000円	1,312,500,000円
7	平成20年度	600,000,000円	600,000,000円
8	平成21年度	106,239,000円	106,239,000円
9	〃	38,250,000円	38,250,000円
10	平成22年度	17,980,500円	17,980,500円
11	〃	358,981,000円	358,981,000円
12	平成23年度	278,484,000円	278,484,000円
	計	11,221,434,500円	8,632,934,500円

本貸付金は、「都市モノレール整備資金貸付金」（番号1、6）「都市モノレール建設事業資金貸付金」（番号2、3、4、5）「都市モノレール事業資金貸付金」（番号7、8、9、10、11、12）と3つの名称があるものの、貸付対象者や貸付の目的は同じである他、平成23年度及び27年度金融支援の際も、それぞれの貸付金を区別することなく取り扱われているため、まとめて記載する。

(3) 根拠規定

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けについては沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金（以下「本基金」という。）から、本会社に対して貸し付けられている。本基金を設置するため、昭和61年に沖縄県道路整備・都市モノレール事業基金条例が施行されている。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は、県が金融機関から借入れを行い、その金員を県が本会社に貸し付けるもので、転貸債（地方債の一種）と呼ばれるものである。

(4) 目的

本貸付金は、本会社の経営安定化及びモノレール事業の促進に寄与することを目的としており、本会社は、本貸付金によって、車両基地の用地取得、車両・駅舎・変電所などの設備の整備、運転資金の不足などの用途に充ててきた。

(5) 貸付対象

貸付対象は本会社である。

(6) 財源

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12は本基金からの貸付けであり、本基金は、県有地の売払代金を積み立てている。よって、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けの財源は県である。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は、県が金融機関から借入れを行い、その金員を県が本会社に貸し付けているため、財源は県である。

(7) 貸付の方法

県が本会社に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

貸付に際しては、県と本会社とで貸付契約を締結した上で貸し付けを行っている。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容 無

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

貸付契約毎に貸付の必要性を判断し、貸付を行っている。

(2) 利息の有無及び内容

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12は無利子である。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は有利子である。利率については、県が金融機関から貸付原資として借り入れた金額の借入利率と同率である。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金の番号1から12の全てに違約金条項が定められている。その内容は年3.1%から年8.25%の違約金が定められている。

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否 否

(6) 償還方法

番号	年度	据置期間	償還期間
1	平成 10 年度	25 年 6 ヶ月	50 年
2	平成 12 年度	2 年 6 ヶ月	36 年
3	平成 13 年度	2 年 6 ヶ月	36 年
4	平成 14 年度	2 年 6 ヶ月	36 年
5	平成 15 年度	2 年 6 ヶ月	36 年
6	平成 18 年度	20 年	42 年
7	平成 20 年度	18 年	40 年
8	平成 21 年度	17 年	39 年
9	〃	〃	〃
10	平成 22 年度	16 年	38 年
11	〃	〃	〃
12	平成 23 年度	15 年	37 年

(7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 償還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

県は、本会社が貸付契約の条項に違反したとき、本会社が強制執行、仮差押、仮処分、競売若しくは和議の申立てを受け又は本会社に対し破産の申立てがあったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたときには、本貸付金の全部または一部を償還期限前に償還させることができる。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 予算額

平成 23 年度以降は新たな貸付がないため、現在は予算を確保していない。

(2) 貸付実績及び回収実績

番号	年度	貸付額	H29. 3. 31 までの償還額
1	平成 10 年度	1,000,000,000 円	2,500,000 円
2	平成 12 年度	500,000,000 円	201,500,000 円
3	平成 13 年度	1,750,000,000 円	647,200,000 円
4	平成 14 年度	3,500,000,000 円	1,193,800,000 円
5	平成 15 年度	1,759,000,000 円	543,500,000 円

6	平成 18 年度	1,312,500,000 円	0 円
7	平成 20 年度	600,000,000 円	0 円
8	平成 21 年度	106,239,000 円	0 円
9	〃	38,250,000 円	0 円
10	平成 22 年度	17,980,500 円	0 円
11	〃	358,981,000 円	0 円
12	平成 23 年度	278,484,000 円	0 円
		11,221,434,500 円	2,588,500,000 円

以上のとおり平成 10 年度から平成 23 年度にかけて、10 件、112 億 2143 万 4500 円の貸付けが行われた。

また、番号 1、2、3、4、5 の貸付けについて、25 億 8850 万円の償還が行われた。これまでの償還の大部分が番号 2、3、4、5 の貸付けについて行われており、これは、番号 2、3、4、5 の貸付けが有利子であるため、これらの償還を優先して行っていることが原因である。

償還が行われた時期及び額は以下のとおりである。

年度	償還額
平成 15 年度	18,000,000 円
平成 16 年度	80,400,000 円
平成 17 年度	206,400,000 円
平成 18 年度	269,800,000 円
平成 19 年度	269,200,000 円
平成 20 年度	269,200,000 円
平成 21 年度	270,200,000 円
平成 22 年度	270,200,000 円
平成 23 年度	135,100,000 円
平成 24 年度	160,000,000 円
平成 25 年度	160,000,000 円
平成 26 年度	160,000,000 円
平成 27 年度	160,000,000 円
平成 28 年度	160,000,000 円
	2,588,500,000 円

(3) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

これまでの回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。なお、平成23年度と27年度に償還方法の変更を行っており、その点に関しては4(3)でコメントする。

(4) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

未回収金は存在しない。

(5) 総貸付残高および総貸付件数

平成29年3月31日時点の貸付残高は、86億3293万4500円である。

貸付件数は、契約書毎に1件と数えると12件である。

(6) 不能欠損額及び件数 無

(7) 債権放棄額及び件数 無

(8) 免除額及び件数 無

4 指摘及び意見

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金については平成23年度及び27年度に金融支援（償還方法の変更）が行われており、この点についてコメントする。

ア 金融支援の内容

(7) 平成23年度金融支援

県は、本会社に対し、平成23年度（モノレール事業が開業して9年目）に一度目の金融支援（償還方法の変更）を行っている。

その内容は、番号2、3、4、5の貸付けについては、年間2億6920万円を償還すべきところ、平成27年度までの償還額を年間1億6000万円に、平成28年度以降の償還額も年間2億2365万2000円に圧縮する一方、償還期間を5年間延長するというものであった。平成23年度当時、番号1の貸付けについては、年間100万円の償還が始まっており、既に2年半分の250万円を償還していたが、その後の償還を平成38年度まで据え置き、平成39年度以降22年で償還するというものであった。番号6、7、8、9、10、11、12の貸付けについては、それぞれ平成30年頃から、20年間で償還すべきところ、いずれも平成38年度まで据え置き、平成39年度から平成60年度までの22年間で償還するというものであった。

以上のとおり、平成23年度の金融支援によって、平成27年度までは借入金の償還が年

間約1億円軽減されることとなった。

(4) 平成27年度金融支援

県は、本会社に対し、平成27年度に二度目の金融支援を行っている。

その内容は、番号2、3、4、5の貸付けについて、平成28年度以降は年間2億2365万2000円を償還すべきであったところ、平成30年度までは年間1億6000万円に圧縮する一方で、平成31年度以降は年間2億3171万円に増額するものであった。番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けについての変更はない。

イ 考察

平成23年度金融支援は、平成27年度までの借入金償還額を当初予定の年間2億6920万円から年間1億6000万円に減額するものであり、平成27年度金融支援は、1億6000万円への減額を3年間延長する内容であった。

この点、本会社の乗客数想定（平成18年度中・長期経営計画）は、平成24年度以降に42,000人/日を見込んでいたところ、

平成26年度 41,249人/日

平成27年度 44,144人/日

平成28年度 47,462人/日

と想定を上回っており、平成27年度、28年度にかけて業績が悪化したとは言い難い状況にあるが、平成27年度に二度目の金融支援が行われたのは、浦添延長事業における支出を盛り込んでいなかったことや、修繕費支出の増加が挙げられる。

平成23年度金融支援の結果、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けの償還が平成39年度から開始するため、平成39年度から年間3億3727万2000円（県と市への償還額）償還額の増加が予定されており、平成39年度から償還額が急激に増加するため、平成27年度金融支援と同様、再び金融支援せざるを得ない状況にならないかが懸念される。

第9章 教育委員会の貸付金

第1 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金

第2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金

沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金

第1 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金				
担当部署名(部及び課)	教育委員会教育支援課				
貸付開始年度	昭和57年				
根拠規定(法律, 条例, 要綱等)	沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要綱				
マニュアル, 手引き等	なし				
貸付金の目的	公益財団法人沖縄県・国際交流人材育成財団の貸付事業(大学生等奨学金)の原資に対し貸付を行う。				
貸付対象	公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団				
財源(県, 国, その他のいずれか)	県				
貸付の方法 (県が直接貸すのか, 金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)	県が公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に直接貸与				
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-				
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否				
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無				
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1人				
広報の有無及び内容	無				
債権管理業務に関する個別研修の有無	無				
貸付の条件	財団からの借入の申請に対して知事が貸付を適当と認めたとき				
利息の有無	無				
利息の利率(年)	-				
遅延損害金規定の有無	無				
遅延損害金の利率(年)	-				
保証人の要否	無				
物的担保の要否	無				
担保価値の把握方法	-				
償還方法(ex1年据置半年賦償還)	10年後一括返済				
償還猶予規定の有無	無				
償還免除規定の有無	有				
期限の利益喪失規定の有無	無				
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額(円)	44,618,000	44,618,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
申請件数(件)	1	0	0	0	0
貸付実績					
貸付金額(円)	44,618,000	0	0	0	0
貸付件数(件)	1	0	0	0	0
回収すべき金額(当年度分) A	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000
回収済み金額(当年度分) B	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000
回収すべき金額(過年度分) C	0	0	0	0	0
回収済み金額(過年度分) D	0	0	0	0	0
回収率 (B+D) / (A+C)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
総貸付残高(円)	790,577,000	705,077,000	618,946,000	532,815,000	456,926,000
総貸付件数(件)	10	9	8	7	6
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0
債権放棄(円)	0	0	0	0	0
債権放棄(件)	0	0	0	0	0
免除額(円)	0	0	0	0	0
免除件数(件)	0	0	0	0	0

(2) 本貸付金の概要

沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金(以下「本貸付金」という。)は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下「本財団」という。)の貸付事業を円滑にするために、本財団の奨学金事業の貸付原資の貸付を行うものである。本財団は、沖縄県の教育・文化の振興及び産業発展に寄与するための国際性豊かな人材の育成と国際交流・交流の拠点形成を図ることを目的に、県内在住の成績優秀な学生への奨学金貸与事業等を行っている団体である。

貸付原資貸付という方式で奨学金貸与事業を行っている理由については、本貸付金事業が開始された当時、すでに本財団の前身となる団体による奨学金事業が行われていたことから、円滑か

つすみやかに奨学金事業を実施するため、当該財団への貸付原資貸付の方式を採用したものと
料される。

なお、平成25年度以降は、本貸付金は予算計上されているが、貸付実績がない。これは、こ
こ数年の本財団の収支状況（貸与予定額や奨学金回収額など）を踏まえ、貸付の必要性がなかつ
たためである。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和57年5月1日に施行された沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要
綱（以下「本要綱」という。）である。

(4) 目的

本要綱第1条によれば、本貸付は、本財団の貸付事業を円滑にするために貸付原資の貸付を行
うとされている。本財団は、多くの高校生・大学生等に奨学金を貸与しているところ、優秀な人
材が経済的な理由で学業を断念することがないよう、同財団に貸付原資を貸付けることにより、
奨学金貸与事業の維持を図っている。

(5) 貸付対象

貸付対象者は本財団である。本財団は、昭和28年3月に発足した財団法人沖縄県人材育成財
団（発足当初は「特殊法人琉球育英会」）と、昭和56年3月に発足した財団法人沖縄県国際交
流財団が、平成12年4月に統合され、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団という現在の名
称に改称したものである（平成25年4月から公益財団法人に移行）。

(6) 財源

本貸付金については、県が全額拠出している。

(7) 貸付の方法

県が本財団に対して奨学金等の貸付原資を貸付ける。貸付を受けた本財団が、同貸付を原資と
して、貸付金を必要とする学生に対して奨学金として貸付を実施する。

(8) 貸付業務の流れ

本要綱に基づき、本財団より借入申請があった場合に、予算の範囲内で貸付額を決定し、本財
団との契約を締結する。契約締結後、本財団に貸付金を支出する。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容

広報活動については、本貸付金は本財団を対象にした貸付金であることから、貸付金そのもの
についての広報活動は行っていない。

なお、学生への奨学金の広報活動については、本財団がホームページ等で広報を行っている。

県としては、県ホームページに本財団のリンク先を表示しているほか、「ちゅら島沖縄」（県の広報誌。ゆいレール各駅や県内の一部コンビニエンスストア等に設置して無料配布している。）への掲載、ラジオの県の広報番組枠で情報提供をする等の広報活動を行っている。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

本貸付については、本財団が知事に対して借入を申請し（本要綱第4条）、申請を受けた知事が貸付を適当と認めたとき、予算の範囲内で貸付を決定して財団と契約を締結するものとされている（本要綱第5条）。

(2) 利息の有無及び内容 無（本要綱第3条第1項）

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

(4) 保証人の要否 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

本貸付金の償還期間は原則として10年以内とされているが、特に必要があるときは15年まで延長が可能である（本要綱第3条第2項）。他方で、必要があると認められる場合には償還期限前に償還をさせることもできる（同第3項）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 償還免除規定の有無及び内容

本財団が公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規定及び公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団留学助成規定に基づいて学生に対して貸与額を免除した場合には、本財団は、県との関係で当該免除相当額について返還を免除される規定となっている（本要綱第3条第4項）。

免除がなされる場面としては、貸付を受けた学生が死亡や重病により返還が困難となった場合等が予定されている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
予算額（円）	44,618,000	44,618,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
申請件数（件）	1	0	0	0	0
貸付実績					
貸付金額（円）	44,618,000	0	0	0	0
貸付件数（件）	1	0	0	0	0
回収すべき金額（当年度分）A	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000
回収済み金額（当年度分）B	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	0	0
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0
回収率（B＋D）／（A＋C）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
総貸付残高（円）	790,577,000	705,077,000	618,946,000	532,815,000	456,926,000
総貸付件数（件）	10	9	8	7	6
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0
債権放棄（円）	0	0	0	0	0
債権放棄（件）	0	0	0	0	0
免除額（円）	0	0	0	0	0
免除件数（件）	0	0	0	0	0

(2) 予算額

平成24年度、平成25年度は4468万8000円が予算計上されているが、平成26年度以降は毎年2000万円しか予算計上されていない。

後述のとおり、平成25年度以降は貸付実績が無いものの、本財団の貸付基準を満たす貸与希望者に対して可能な限り貸与を実施することができるようにするため、本財団の予算を上回るほどの貸与希望がなされた場合等、財団が本貸付金を必要とする場合に備えて、毎年予算が計上されている。

(3) 貸付実績

本貸付金は、平成25年度以降、貸付がなされていない。その理由は平成25年度、平成26年度については本財団から学生への貸与実績が本財団の予算内であったことから、本財団が貸付の申請を見送ったためである。また、平成27年度、平成28年度については、貸与実績は本財団の当初の予算を上回っていたが、本財団に多額の繰越資産があったことから、本財団が本貸付金の申請を見送ったためである。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

貸付後、10年後に一括償還という運用がなされている。回収すべき貸付金については、毎年回収すべき金額の全額が償還されているため、回収率は100%である。

なお、本財団から県に対して、毎年奨学金の回収状況等に関する報告書が提出されており、同報告書により県は本財団の財務状況や奨学金の回収状況を把握している。基本財産の利息等の運用、寄付金、奨学金の回収等の収入により、本財団の財務状況については特に問題は見当たらない。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

前述のとおり、本貸付金は毎年回収すべき金額の全額が償還されているため、回収率は100%である。したがって、過年度分について回収すべき貸付金はない。

(6) 総貸付残高および件数

平成25年度以降、貸付が実施されていないため、総貸付残高、総貸付件数ともに年々減少し

ている。

(7) 不納欠損額及び件数 無

(8) 債権放棄額及び件数 無

(9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

調査の結果、本貸付金に関しては特に指摘・意見すべき事項は見当たらなかった。

なお、本貸付金は、本財団の財務状況を踏まえ、平成 25 年度以降は貸付実績がない状況である。数年にわたって貸付実績がない以上、予算として計上する必要がないとも思われるが、本貸付金は、本財団の予算を上回る件数の貸付金の応募があった場合の予備的資金としての役割を果たしており、予算計上しておくことに意義はある。もっとも、国による給付型奨学金の創設や各種団体による奨学金の拡充等、近年では学生に対する経済的支援の在り方にも変化が見られる。本貸付金についても、その役割や意義についていずれは再検討が必要になるものと思料される。

以上

第2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金・沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金

1 概要

(1) 一覧表

貸付金名	沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金					
担当部署名（部及び課）	教育委員会教育支援課					
貸付開始年度	昭和49年					
根拠規定（法律、条例、要綱等）	沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例，同施行規則 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業募集要項					
マニュアル、手引き等	申込書等の記入例					
貸付金の目的	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するため					
貸付対象	県内高等学校の定時制課程に在学している者					
財源（県、国、その他のいずれか）	県					
貸付の方法 （県が直接貸すのか，金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が直接貸与					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1人					
広報の内容及び内容	募集中は教育委員会HPに掲載					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	県内高等学校の定時制課程に在学している者で経済的に著しく修学が困難な者であって，経常的収入を得る職業に就いている者					
利息の有無	無					
利息の利率（年）	-					
遅延損害金規定の有無	有					
遅延損害金の利率（年）	10.95%					
保証人の要否	否					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	6ヶ月据置月賦又は半年賦					
償還猶予規定の有無	有					
償還免除規定の有無	有					
期限の利益喪失規定の有無	無					
貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	2,184,000	1,680,000	994,000	1,680,000	1,680,000	
申請件数（件）	14	7	9	8	7	
貸付実績	貸付金額（円）	1,708,000	1,008,000	756,000	1,134,000	896,000
	貸付件数（件）	11	6	5	8	6
回収すべき金額（当年度分）A	0	0	0	0	0	
回収済み金額（当年度分）B	0	0	0	0	0	
回収すべき金額（過年度分）C	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B+D）／（A+C）	0	0	0	0	0	
総貸付残高（円）	3,066,000	3,122,000	2,142,000	2,772,000	2,786,000	
総貸付件数（件）	13	13	11	15	10	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	1,806,000	952,000	1,736,000	504,000	882,000	
免除件数（件）	12	4	7	2	5	

貸付金名	沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金					
担当部署名（部及び課）	教育委員会教育支援課					
貸付開始年度	昭和51年					
根拠規定（法律、条例、要綱等）	沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例、同施行規則 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業募集要項					
マニュアル、手引き等	申込書等の記入例					
貸付金の目的	勤労青少年の高等学校通信制課程及び通信制課程への修学を促進するため					
貸付対象	県内高等学校の通信制課程に在学している者					
財源（県、国、その他のいずれか）	県					
貸付の方法 （県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか）	県が直接貸与					
前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法	-					
当該貸付が単年度貸付であるか否か	否					
過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容	無					
貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数	1人					
広報の有無及び内容	募集中は教育委員会HPに掲載					
債権管理業務に関する個別研修の有無	無					
貸付の条件	県内高等学校の通信制課程に在学している者で経済的に著しく修学が困難な者であつて、経常的収入を得る職業に就いている者					
利息の有無	無					
利息の利率（年）	-					
遅延損害金の定め	有					
遅延損害金の利率（年）	10.95%					
保証人の要否	要					
物的担保の要否	否					
担保価値の把握方法	-					
償還方法（ex1年据置半年賦償還）	6ヶ月据置月賦又は半年賦					
償還猶予規定の有無	有					
償還免除規定の有無	有					
期限の利益喪失規定の有無	無					
本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額（円）	840,000	2,450,000	3,206,000	3,528,000	3,528,000	
申請件数（件）	13	17	25	20	16	
貸付実績	貸付金額（円）	1,106,000	2,450,000	3,094,000	2,408,000	2,450,000
	貸付件数（件）	8	15	21	15	15
回収すべき金額（当年度分）A	0	0	0	0	0	
回収済み金額（当年度分）B	0	0	0	0	0	
回収すべき金額（過年度分）C	0	0	0	168,000	168,000	
回収済み金額（過年度分）D	0	0	0	0	0	
回収率（B+D）／（A+C）	-	-	-	0	0	
総貸付残高（円）	1,988,000	2,940,000	5,698,000	4,984,000	5,628,000	
総貸付件数（件）	10	15	25	22	22	
不納欠損額（円）	0	0	0	0	0	
不納欠損件数（件）	0	0	0	0	0	
債権放棄（円）	0	0	0	0	0	
債権放棄（件）	0	0	0	0	0	
免除額（円）	966,000	1,498,000	336,000	3,122,000	1,806,000	
免除件数（件）	7	6	1	11	7	

(2) 本貸付金の概要

沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金及び沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金（以下、両者を併せて「本貸付金」という。）は、貸付金としてはそれぞれ別個の貸付金であるが、両者は根拠規定やその目的等を同一とする貸付金であることから、併せて監査の対象とした。本貸付金は、定時制高校及び通信制高校に通う学生に対するいわゆる貸与型奨学金である。貸与型の奨学金である以上、本来は貸付を受けた奨学金は県に返還されるべきであるが、本貸付金は無事に被貸与者が学校を卒業することができれば貸付金の返還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の貸付金と異なり、本貸付金は、弁済ではなく免除により貸付金が処理されることが制度上予定されている。

また、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない。これは、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度分以降についても貸与が継続され、過年度分の貸与金については原則として卒業まで返還が猶予されるため、1人の学生が卒業するまで数年度分の貸付を受けることになるためである。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和50年に施行された（なお、適用は昭和49年に遡及して適用されている）、沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「本条例」という。）及び同施行規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的

本条例第1条によれば、「この条例は、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進するために貸与する修学奨励金に関し必要な事項を定めるものとする」とされており、本貸付の目的は、勤労青少年の高等学校定時制課程・通信制課程への修学を促進するという点にある。勤労青少年が、経済的な原因で修学を断念することがないように、本貸付金によって経済的に援助して修学を奨励している。

(5) 貸付対象

県内高等学校の定時制課程もしくは通信制課程に在学する者又は広域の通信制課程に在学する県内に住居を有する者で、経済的理由により著しく修学が困難であって、経済的収入を得る職業に就いている者が対象とされている（本条例第2条）。

(6) 財源

本貸付金については、県が全額拠出している。

(7) 貸付の方法

県が直接各学生に貸与するが、学生への振込手続については各学校を通じて行っている。

(8) 貸付業務の流れ

①教育支援課より各高校へ貸与希望者調査、②学校が貸与希望者の申請書を取りまとめて教育支援課へ提出、③選考委員会で貸与者決定、④学校へ予算を令達、⑤学校において貸付金の振り込みを行う（本規則第3条、同第4条第1項）。

なお、「修学奨励金借用証書」（第6号様式）及び「修学奨励金返還明細書」（第7号様式）については、本条例第6条により貸与を打ち切られた場合に使用する書式であり、奨学金を支給する時点ではこれらの文書の作成は予定されていない。したがって、貸与を開始する時点では、貸与希望者からの申請書と貸与の承認を決定する通知書は作成されるが、契約書や借用証書等の作成は特に行われないという制度になっている（本規則第8条）。

(9) 当該貸付が単年度貸付か否か 否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(1) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(2) 広報の有無及び内容

募集時期が近くなると、県教育委員会のホームページに本貸付金の情報を掲載している。募集が終了すると、掲載も終了している。県内の各中学校への広報活動等は行っていない。

(3) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

県内高等学校の定時制課程もしくは通信制課程に在学している者又は広域の通信制課程に在学する県内に住所を有する者で、経済的に著しく修学が困難な者であって、経常的収入を得る職業に就いていることが条件となっている。

貸付の可否の収入基準については、当該年度に貸与希望者に配布する「沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業奨学生募集要項」（以下、平成29年度と同募集要項を「本募集要項」という。）に当該年度の収入基準が掲載されており、この基準を満たしている者については、可能な限り貸付を実施するように運用がなされている。

(2) 利息の有無及び内容

本条例や本規則には定めがないものの、募集要項において本貸付金の利率は無利子とされている。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金については、借主が償還期日までに貸付金を償還しない場合には、「延滞利息」として年10.95パーセントを支払わなければならない旨の定めがある（本条例第9条）。

(4) 保証人の要否

本貸付金については、本条例に保証人が2名必要である旨の定めがある。また、貸与希望者が未成年者である場合には、保証人のうち1人はその法定代理人でなければならないとされている（本条例第5条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 償還方法

本貸付金の償還は、貸与の終了から6か月間据え置きした後、月賦または半年賦の均等払い方式とされている（本条例第7条）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金については、原則として在学中は償還を当然に猶予され（本条例第8条第1項）、被貸与者が卒業することができれば、償還を免除されるという仕組みになっている。また、進学ややむを得ない事由があると認められる場合にも、償還を猶予することができる（同条第2項）。

猶予の手続きについては、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に猶予申請書を提出し（本規則第9条第1項）、教育委員会は同申請を審査の上、その可否を決定したときは猶予承認（不承認）通知書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知するとされている（本規則第9条第2項）。もともと、在学中の償還猶予に関しては、猶予申請書の提出や猶予決定書の通知は行われていなかった（この点については「4 指摘、意見及びコメント」で詳述する）。各被貸与者の猶予事由の有無については、学校からの報告を受けて確認している。

本条例第8条

- 1 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後又は貸与の期間満了後引き続き定時制課程又は通信制課程に在学するときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予する。
- 2 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後において次の各号のいずれかに該当するときは、願い出によつて修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。
 - (1) 高等学校（定時制課程及び通信制課程を除く。）、高等専門学校又は大学に在学するとき。
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- 3 前項第2号による修学奨励金の返還債務の履行の猶予の期間は、1年以内とする。ただし、教育委員会が正当な理由があると認めるときは、更に1年以内の期間を延長することができる。
- 4 修学奨励金の返還債務の履行の猶予の期間は、前3項の期間を通算して5年を越えることができない。

本規則第9条

- 1 条例第8条第1項又は第2項の規定による修学奨励金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、修学奨励金返還債務履行猶予申請書（第8号様式）を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、その可否を決定したときは、修学奨励金返還債務履行猶予承認・不承認通知書（第9号様式）により、学校長を経て本人又は連帯保証人に通知する。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

前述のとおり、本貸付金については、原則として在学中は償還を猶予され、被貸与者が卒業することができれば償還を免除されるという仕組みになっている。過去に本貸付金を利用した者は、2名（定時制1名、通信制1名）を除いて全員が償還を免除されている。

免除の手続きについては、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に免除申請書を提出し（本規

則第10条第1項)、教育委員会は同申請を審査の上、その可否を決定したときは免除承認(不承認)通知書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知するとされている(本規則第10条第2項)。猶予の手続きと異なり、免除については、被貸与者の卒業時に免除申請書が学校長を通じて提出されており、免除承認通知書による通知も行われていた。各被貸与者の免除事由の有無については、被貸与者の卒業時に、免除申請書の提出と合わせて学校からの報告を受けて確認をしている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

【沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金】

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	2,184,000	1,680,000	994,000	1,680,000	1,680,000	
申請件数(件)	14	7	9	8	7	
貸付実績	貸付金額(円)	1,708,000	1,008,000	756,000	1,134,000	896,000
	貸付件数(件)	11	6	5	8	6
回収すべき金額(当年度分)A	0	0	0	0	0	
回収済み金額(当年度分)B	0	0	0	0	0	
回収すべき金額(過年度分)C	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	
回収済み金額(過年度分)D	0	0	0	0	0	
回収率 (B+D)/(A+C)	0	0	0	0	0	
総貸付残高(円)	3,066,000	3,122,000	2,142,000	2,772,000	2,786,000	
総貸付件数(件)	13	13	11	15	10	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	1,806,000	952,000	1,736,000	504,000	882,000	
免除件数(件)	12	4	7	2	5	

【沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金】

本貸付金の貸付実績及び回収状況等	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
予算額(円)	840,000	2,450,000	3,206,000	3,528,000	3,528,000	
申請件数(件)	13	17	25	20	16	
貸付実績	貸付金額(円)	1,106,000	2,450,000	3,094,000	2,408,000	2,450,000
	貸付件数(件)	8	15	21	15	15
回収すべき金額(当年度分)A	0	0	0	0	0	
回収済み金額(当年度分)B	0	0	0	0	0	
回収すべき金額(過年度分)C	0	0	0	168,000	168,000	
回収済み金額(過年度分)D	0	0	0	0	0	
回収率 (B+D)/(A+C)	-	-	-	0	0	
総貸付残高(円)	1,988,000	2,940,000	5,698,000	4,984,000	5,628,000	
総貸付件数(件)	10	15	25	22	22	
不納欠損額(円)	0	0	0	0	0	
不納欠損件数(件)	0	0	0	0	0	
債権放棄(円)	0	0	0	0	0	
債権放棄(件)	0	0	0	0	0	
免除額(円)	966,000	1,498,000	336,000	3,122,000	1,806,000	
免除件数(件)	7	6	1	11	7	

(2) 予算額

予算については、前年度の貸付実績をふまえて予算計上をしている。

定時制課程の貸付金については、平成25年度からは、平成26年度をのぞいて毎年168万円が計上されている。

通信制課程の貸付金については、平成25年度から前年に比べて予算が大幅に増加しており(平

成 24 年度：84 万円→平成 25 年度：245 万円）、その後も少しずつ増加して平成 27 年度及び平成 28 年度には 352 万 8000 円が計上されている。

(3) 貸付実績

定時制課程の貸付金の貸付件数については、平成 24 年度から平成 28 年度は 5～11 件である。貸付金額については、予算額の約 50～約 75%の金額で貸付が実施されている。

通信制課程の貸付金の貸付件数については、平成 24 年度から平成 28 年度は 10～21 件である。貸付金額については、予算額の約 68%～100%の金額で貸付が実施されている。なお、平成 24 年度には貸付金額が予算額を超えてしまっているが、正規の手続きを経た上で定時制課程修学奨励貸付金の予算を融通して貸付を実施した。

なお、各貸付金の管理については、学校からの報告を受けて各被貸与者の学生名簿が作成されており、氏名・住所・学校名、貸与を受けた各年度や残債務額、免除を受けた年度等を担当者が把握できるようになっている。

(4) 免除額及び免除件数

前述のとおり、本貸付金は被貸与者の卒業による免除が予定されているところ、ほぼ全ての貸付金が免除により処理されている。平成 28 年度は、定時制課程は 88 万 2000 円（5 件）、通信制課程は 180 万 6000 円（7 件）の貸付金が免除されている。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

当年度分の貸付金については全て免除で処理されたため、回収すべき債権は発生していない。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

本貸付金は、修学奨励金という性質上、在学中は広く償還が猶予され、無事に卒業することができれば償還が免除されるという仕組みとなっている。そのため、前述のとおり、過去の貸付は定時制 1 件、通信制 1 件を除いて全て免除で終了している。

定時制課程の貸付金については、1 件分の貸付金が長期間回収未了となっている。同貸付金についてはいまだに被貸与者と連絡すら取れない状況であり、回収率は 0%である。

通信制課程の貸付金については、平成 27 年度から 1 件分の貸付金が回収未了となっている。同貸付金については、来年度に調定を行い、償還を開始する予定とのことである。

上記事案の回収状況については、以下のとおり問題が生じていた。

ア 定時制課程の貸付金については、被貸与者と音信不通の状態になってしまっており、借用証書すら作成されていないため、回収は事実上不可能な状況になってしまっている。これは、本規則上、本貸付金の借用証書及び返還明細書については、貸付金を返還しなければならない事由が生じた後に、学校長を経て提出することとされている点が影響している。

本規則第 8 条

奨学生が、条例第 6 条第 1 項に規定する事由が生じたことにより修学奨励金を返還しなけれ

ばならない場合は、その事由が生じた日から起算して15日以内に、条例第5条第1項及び第2項に規定する連帯保証人と連署のうえ、修学奨励金借用証書（第6号様式）及び修学奨励金返還明細書（第7号様式）を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

本規則第8条の趣旨は、本貸付金の目的が勤労青少年の修学を促進する点にあることや、制度上も猶予・免除制度が充実していて基本的に在学中は被貸与者からの償還が予定されていないこと等にかんがみて、借用証書・返還明細書の作成時期を償還の必要性が生じた時点として、書類提出の手続きも学校側に負担させることにより、事務手続きの負担軽減を図った点にあると思料される。

しかし、これでは償還に必要な手続きについて、学校任せともいえる仕組みになってしまっている。学校が手続きを怠ってしまえば回収困難な事態が生じてしまう危険があり、上記の事案はまさにこの点が顕在化した事案である。貸与決定ないし実行の段階ですみやかに償還を約する文書を作成させておくことで、かかる危険は容易に回避することは可能であった。また、一般的にも、借用証書等の貸付金に関する契約書は貸付前か遅くとも貸付を実行した時に作成するものであり、本貸付金の手続きは一般的な手続きと乖離している。

イ 通信制課程の貸付金については、学校の不祥事問題で平成27年から単位が取得できなくなってしまう、被貸与者がそのまま転校の手續等もせず修学することも辞めてしまったという事案である（なお、同校は平成29年3月に正式に廃校した）。当初は被貸与者と音信不通となってしまう、借用証書も作成できない状況であったが、平成29年に被貸与者と連絡が取れたため、今後借用証書を作成して、具体的に回収に入る予定となっている。

当該事案についても、貸与決定ないし実行の段階で償還を約する文書を作成しておけば、すみやかに回収のための措置をとることができたのであり、前述の定時制課程修学奨励貸付金と同様の問題がある。

(7) 総貸付残高および件数

定時制課程については、平成28年3月31日時点の貸付残高は278万6000円、件数は10件であり、通信制課程については、貸付残高は562万8000円、件数は22件である。

(8) 不納欠損額及び件数 無

(9) 債務放棄額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 猶予の運用について

本規則によれば、償還の猶予については、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に猶予申請書を提出し（本規則第9条第1項）、教育委員会は同申請を審査した上で猶予承認（不承認）通知

書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知するとされている（本規則第9条第2項）。

ところが、在学中の償還猶予に関しては、猶予申請書の提出や猶予決定書の通知は行われていなかった。たしかに、在学中の猶予について定めた本条例第8条第1項の規定からすれば、在学中は当然に償還を猶予する趣旨であると解釈できる。しかし、本規則第9条第1項は、在学中の当然猶予の場合であっても、手続上は被貸与者からの猶予申請書の提出と、教育委員会の承認（不承認）の通知を要求しているのであるから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した違法な運用と言わざるを得ない。猶予の運用を本規則のとおりにあらためるか、本規則の規定を本条例の規定に合わせるか等、早急に検討して、何等かの是正をする必要がある。

指摘1

償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続きに改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。

イ 期限の利益喪失規定について

本条例には期限の利益喪失についての定めはなく、借用証書等の書式にも期限の利益喪失規定についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が償還を怠るようになっても、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期の分割弁済が予定されている債権において期限の利益喪失規定が存在しないというのは、債権管理の観点からは不合理である。

したがって、すみやかに期限の利益喪失規定について整備するべきである。

指摘2

本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。

(2) 意見

ア 借用証書の作成時期について

上記（3(6)）で述べたとおり、被貸与者の退学等により貸付金の免除がなされず償還が必要になった場合について、過去2件の事案ではいずれもすみやかに回収に取り掛かることができず、うち1件については事実上回収が不可能な状況となってしまう。その原因は、借用証書や返還明細書については、償還すべき事由が生じた後15日以内に作成する制度となっていることから（本規則第8条）、退学等の事由が発覚した時点では、被貸与者の音信不通等により借用証書や返還明細書が作成困難に陥りやすいという点にある。

しかし、かかる不都合は、修学奨励金の貸与を決定した後、すみやかに償還を約する文書を提出させる制度にすることで、容易に回避することができる。また、一般的にも、貸付金に関する契約書は貸付前か遅くても貸付の実行時には作成するものであって、返還が必要な時期になってから契約書を作成するなどということは不合理である。被貸与者から借用証書等を作成・提出さ

せることにより、提出書類は増えることになるが、給付型ではなく貸与型の奨学金である以上、これが過大な負担であるとまではいえない。

以上より、貸与の決定ないし貸付の実施後、すみやかに借用証書等の書類を作成する制度への改善を検討すべきである。

意見1

借用証書、返還明細書の作成時期について、貸与の決定ないし貸付の実施後すみやかに作成する制度への改善を検討すべきである。

以上

第4部 監査結果のまとめ

1 本件監査の結果は後記の監査結果一覧表のとおりである。内訳は、貸付金全般についての「意見」が5個、個別の貸付金についての「指摘」が15個、「意見」が21個である。

2 監査結果一覧表—全般的意見

本件監査における全般的な「意見」は次のとおりである。

意見1 貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。

意見2 過年度分の回収率だけでなく当年度分の回収率も悪い貸付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施すべきである。

意見3 回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない長期滞納債権については、研修会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄、免除、不納欠損処理等による最終処理を一層促進すべきである。

意見4 遅延損害金・違約金については、標準マニュアルに規定するとおり、少なくとも元本が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。

意見5 サービサーに委託する場合、回収可能性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の貸付金のみをサービサーへの委託の対象とすべきである。

3 監査結果一覧表—個別貸付金について

本件監査における各貸付金についての「指摘」及び「意見」は次のとおりである

所管部		貸付金の名称	指摘・意見	内容
総務部	1	沖縄県土地開発基金貸付金	なし	なし
企画部	2	地域総合整備資金貸付金	なし	なし

	3	沖縄県市町村 振興資金貸付 基金貸付金	なし	なし
	4	沖縄県交通方 法変更記念特 別事業貸付基 金貸付金	なし	なし
環境部	5	公共関与事業 資金貸付金	なし	なし
子ども 生活福 祉部	6		指摘 1	借用書に一時償還請求についての記載を加えるべきである。
	7	母子福祉資金 貸付金・寡婦福 祉資金貸付 金・父子福祉資 金貸付金	指摘 2	違約金免除手続において、免除申請なく、免除決定がなされている本細則に反する運用については、本細則の見直しも含めて是正を検討すべきである。
	8		意見 1	滞納者に対する財産調査の結果に基づいて、回収可能性のある滞納者に対しては、訴訟等を検討すべきである。
	9	沖縄県介護福 祉士等修学資 金貸付金	指摘 1	償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に是正すべきである。
			意見 1	一律に延滞利子の調定を行わないという現在の運用は是正すべきである。
			意見 2	償還期間について、本条例の趣旨に反するような運用は是正すべきである。
10	沖縄県介護保 険財政安定化 基金貸付金	なし	なし	
農林水 産部	11		指摘 1	本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長 10 年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべき

	沖縄県農業改良資金貸付金		である。
		指摘 2	本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで 10 年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。
		意見 1	標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。
		意見 2	元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。
		意見 3	時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。
12	沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金	指摘 1	本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長 10 年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。
		指摘 2	本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで 10 年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。
		意見 1	標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。
		意見 2	元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと

			判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。
		意見 3	時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。
13	沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金	指摘 1	本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長 10 年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。
		指摘 2	本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで 10 年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。
		意見 1	標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。
		意見 2	元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。
		意見 3	時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。
14	中央卸売市場青果物販売促進対策事業貸付金	意見 1	単年度貸付は、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。
		意見 2	金融機関との間で、協調融資に関する覚書等を作成されることを検討されたい。

	15	沖縄県就農支援資金貸付金	なし	なし
商工労働部	16	沖縄県単融資制度資金貸付金	なし	なし
	17	沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	意見1	主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金に比して弁済額が少額であり、元金完済までに約20年かかる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人に対して請求すべきである。
			意見2	主債務者である法人が事実上倒産しており、かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要な事案については速やかに行い、相続人が所在不明となっている事案については所在不明であることの資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行うべきである。
			意見3	自然人が借り入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。
	18	沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金	なし	なし
	19	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	なし	なし
	20	沖縄県中小企業高度化資金貸付金	意見1	違約金については、少なくとも元金が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。
	21	沖縄県労働者住宅建設資金貸付金	なし	なし

保健医療部	22	沖縄県医師修学資金等貸付金	指摘 1	本貸付金の貸与契約書を保証契約の書面性を充足する内容に修正すべきである。
			指摘 2	本貸付金の根拠となる本規則等に期限の利益についての規定を明記し、貸与契約書にも同規定を明記すべきである。
	23	沖縄県看護師等修学資金貸付金	指摘 1	償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。
			指摘 2	本貸付金の借用証書を保証契約の書面性を充足する内容に修正すべきである。
			意見 1	遅延損害金が発生している債権について、少なくとも元金完済後に調定すべきである。
			意見 2	本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。
土木建築部	24	沖縄県住宅供給公社貸付金	なし	なし
	25	都市モノレール整備資金貸付金	なし	なし
	26	都市モノレール建設事業資金貸付金	なし	なし
	27	都市モノレール事業資金貸付金	なし	なし
教育委員会	28	沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金	なし	なし
	29	沖縄県高等学	指摘 1	償還猶予の運用について、本規則をふまえた

30	校定時制課程 修学奨励貸付 金・		手続に改善するか、本規則を見直して本条例 の規定に合わせるかして、是正されたい。
	沖縄県高等学 校通信制課程 修学奨励貸付 金	指摘 2	本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利 益喪失についての規定を明記し、借用証書に も同規定を明記すべきである。
		意見 1	借用証書、返還明細書の作成時期について、 貸与の決定ないし貸付の実施後すみやかに作 成する制度への改善を検討すべきである。